

A X - 1 2

民 事 訴 訟 法

Xは、甲土地を所有している。Xは、ある日、Yから、Xを売主、Yを買主とする甲土地の売買契約（以下「本件契約」という。）の履行として、甲土地の明渡しを求められた。Xが調べたところ、友人のAがXに無断でXの代理人として本件契約をYと締結していたことが分かった。

以上の事実を前提として、次の各小問に答えよ（各小問は独立した問いとする。）。

- 1 Xは、Yから、甲土地の所有権がYに帰属することの確認を求める訴えを提起された。当該訴訟の口頭弁論において、Yが「甲土地は本件契約前はXが所有していたものであったが、本件契約により所有権がYに移転した」と主張したため、Xは「甲土地は本件契約前からXが所有しており、本件契約はAの無権代理によるものである」と主張した。Xの主張の下線部分はこの訴訟においてどのような意味を持つか。
- 2 Xは、Yを被告として、甲土地の所有権が自己に帰属することの確認を求める訴え（以下「前訴」という。）を提起したところ、本件契約は存在するがAの無権代理によるものであるとして請求を認容する判決が出て確定した。その後、Yが本件契約の履行として甲土地の明渡しを求める訴え（以下「後訴」という。）を提起してきた場合に、後訴において、Xが前訴の判決の既判力により請求を棄却する判決を得ることはできるか。
- 3 XがYを被告として、本件契約が無効であることの確認を求める訴えを提起した場合、訴えの利益は認められるか。

(100点)

AX-12

刑 事 訴 訟 法

次の事例を読んで、後の設問に答えよ。

【事例】

被告人甲は、「生活費に窮したため、社会福祉のための募金と称して寄附金を集め、これを生活費に充当しようとして、令和4年2月27日午前10時頃、某市某駅前において、通行人Aに対し、実際には社会福祉事業に使用する意思も能力もないにもかかわらず、『恵まれない人のための社会福祉事業をしておりますので、寄附をお願いします』などと申し向けて、Aをして福祉事業に用いられるものと誤信させて、その頃同所においてAから現金1000円の交付を受け、これを詐取した」という詐欺の公訴事実で起訴された。

甲は、第1回公判期日の罪状認否の手續において、「Aから現金を受け取ったことは間違いないが、それは、恵まれない人たちのために祈る私自身の宗教活動に対する支援金・布施として受領したものである。私には騙すつもりはなく、実際にも騙してはいない。自分は無罪である。」と述べた。弁護人は、甲の陳述を踏まえて、「現金受領の事実は争わないが、本件当時、甲には詐欺の故意がなかったので、無罪である。」と主張した。

検察官は、詐欺の故意を証明するため、①甲が平成30年5月から6月にかけて、本件と同様に、通行人に対して「恵まれない人のための社会福祉事業をしておりますので、寄附をお願いします」と依頼する手口で複数の被害者から寄附金を詐取したとして有罪判決を受けた事実を証明しようと考え、②それらの過去の寄附金詐欺についての確定有罪判決の判決書謄本の証拠調べを請求した。

【設問】

- 1 一般的に、公訴事実を証明するために被告人の同種の前科を立証することには、いかなる問題があるか。その点を明らかにしつつ、どのような場合であれば、被告人の同種の前科を示す証拠（解答では「前科証拠」と略してよい。）の証拠能力を肯定してよいかについて説明せよ。

- 2 1を踏まえ、【事例】において、なぜ下線部①の事実を証明することが甲の詐欺の故意を証明することにつながるのかに着目しつつ、下線部②の判決書謄本に証拠能力が認められるかについて説明せよ（ただし、伝聞法則による証拠能力の制限は無視してよい。）。

(100点)